

徳島県告示第二百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定に基づき、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和四年四月一日から適用する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

浅川港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾名

浅川港

二 放置等禁止区域

浅川港湾口北防波堤南端と北防波堤南端とを結んだ線、北防波堤、伊勢田防波護岸、大田係船護岸、大田船だまり護岸、陸域、伊勢田南防潮堤、伊勢田橋、伊勢田北防潮堤、陸域、栗浦防潮堤、陸域、加島護岸、加島防波堤、陸域及び浅川港湾口北防波堤により囲まれた海面

三 放置等禁止物件

船舶及び浮棧橋